

令和3年10月25日

課外活動団体代表者 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

塩野 浩司

令和3年10月25日以降の課外活動の制限について（通知）

「埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について」の終了に伴い、令和3年10月25日（月）からの課外活動については、以下のとおり、一部制限を解除し実施できることとします。活動に際しては、[埼玉大学学生行動指針](#)に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え、各団体が統合キャリアセンターSUに提出した「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」を遵守して活動してください。

学内外で課外活動を実施した際には、感染時の対応のため、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等の提出を怠らないようお願いします。

なお、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し、感染防止に努めるようお願いいたします。

○ 平日の活動制限について

平日の活動を一部制限しておりましたが、すべての制限を解除します。なお、活動時間帯についても、9時から21時までの通常の時間帯へ戻します。

○ 課外活動施設等の利用について

活動スペースとしての全学講義棟講義室の貸出については、授業への影響を考慮して感染リスクを押さえるため中止を継続します。なお、合宿研修所の宿泊についても中止を継続します。

10月中の活動禁止日にあっていた大学会館、合宿研修所及び課外活動共用施設の貸出を希望する学生団体は、学生支援課窓口にて貸出の手続きを行ってください。

○ 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ及び2団体以下の他大学の学生のみ活動できることとしている制限については、継続します。なお、

学内における学外者の活動（練習試合等）には、令和3年3月25日付け
[「埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）」](#)の手
続きを必ず行ってください。

○ 学外での活動について

学外施設等を利用し活動する際には、その施設等で定められている取り扱いに従い実施できることとします。また、合宿については引き続き禁止とします。なお、感染状況に変化があり、活動制限がなされ実施できないことによる施設等の使用料やキャンセル料などについての援助はありませんのでご注意ください。

○ 課外活動団体の会食に関するペナルティについて

令和3年5月24日付け「課外活動団体の会食に関するペナルティについて」は、大学からの会食の自粛要請が解かれましたので、これについても解除となりますが、引き続き、都道府県の飲食に関する要請に従い行動するよう努めてください。

○ 感染状況に変化があった場合について

今後、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学での対応も変更することがありますのでご了承ください。

以上